

国立大学の授業料の あり方について

平成5年4月28日

国立大学協会

第6常置委員会

問題の経緯

国立大学の授業料は過去十数年間に著しい値上がりをしている。昭和50年度の授業料は年額36,000円であったが、平成5年度には実に11.4倍の411,600円になった⁽¹⁾。この間の消費者物価指数の上昇は1.74倍にとどまるから、いかに授業料の値上げが急峻であったかがわかる。その背景には、ここ十数年にわたる政府の行政・財政関連の諮問審議会（臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会、財政制度審議会）による「受益者負担の原則により、国公私立大学間の授業料の格差を縮小すべし」という勧告があった⁽²⁾。これら一連の勧告は次の三つの前提（視点）、すなわち、(1) 受益者負担の原則、(2) 高等教育の国立・私立同質論、(3) 財政均衡最優先論、をベースにしている。従って以下この三つの前提の適否について論ずるが、まず基本視点となる国立大学授業料の性格について述べる。

国立大学授業料の性格

国立大学協会第6常置委員会は昭和60年に国立大学の授業料の性格を以下のようにまとめた⁽³⁾。

- (1) 国立大学の授業料は、本来、受益者である国が責任をもって全額負担すべきものである。
- (2) しかし、国立大学の学生は選ばれて特別利益を享受するのであるから、教育に要する経費の一部を学生が負担することも止むを得ない。

(3) その場合、国立大学の存在理由からみて、授業料はできるだけ低廉であることが望ましい。

この三点に要約された基本的見解は現在でも変わっていない。

受益者負担の原則

国立大学の学生は選ばれて特別利益を享受するという事実から、財政均衡上の受益者負担の概念と容易に混同されてきたが、国立大学の授業料は「本来的に国の公共的な施設またはサービスの利用によって特殊利益を受けるものが支払う使用料または手数料」と理解すべきである。一般の公共施設またはサービスがその目的・主旨に応じて低額または無料に据え置かれる例があることに準ずるのである。すなわちこの場合の受益者は国または国民だと考える。しかし、現在のように高等教育が大衆化し、また後述するように高等教育にしめる私立大学のシェアが増大するにつれ、国民の意識も微妙に変化しつつあることも事実である。私立大学授業料の概念との対比については後で述べることとして、一般的に現在では受益者負担の考えがより広義に用いられ、公営事業の採算性を守るために受益者が負担する費用の意味でも使われる。従って国立大学の学生は選ばれて特別利益を享受するのであるから、教育に要する経費の一部を学生が負担することも止むを得ないと考える。しかし、国立大学の存在理由から見て、授業料はできるだけ低廉であることが望ましい。

一般論として、大学卒業者は大学教育を受けた結果として、将来的に高収入が期待されるから、その費用を負担すべきであるという主張がある。しかし、高所得者には相応の所得税が課せられており、とくに被雇用者として働く機会の多い大学卒業者の所得には遺漏なく所得税が課せられている。医歯系についても、医師あるいは歯科医師はこれからは勤務医として働くものが多くなり、また基礎医学分野の研究者として未来の医学・歯学の発展に尽くすことが予想される。医歯系に進む学生がすべて高所得層出身に限定される状況になれば、日本の医療の未

来は確実に変質するであろう。

国の責任による高等教育の存在意義

国が直接責任を負っている高等教育の存在理由については、私立大学との対比で教育面と研究面の両面から見る必要がある。

教育面については、専門分野別の入学者数をみると⁽⁴⁾、国立大学は自然科学系および教育系を中心に、一方私立大学は人文社会系が中心になっている。大学入学者を地域別にみると、私立大学は関東・近畿の大都市圏に入学者全体の64%を抱えているのに対し、国立大学はほぼ全国均等に入学者を受け入れている。地域別分布のみならず出身家庭の収入別からみても⁽⁵⁾、国立大学は依然として教育の機会均等に寄与している。

研究面については、まず研究者養成にしめる役割について、ついで研究実績について述べる。研究者養成を大学院への平成4年度入学状況でみると⁽⁶⁾、国立大学の修士課程への入学者が私立に比して約2倍であり、博士課程では2.6倍に達している。大学院生の分野別分布をみると、人文社会系では国立の約2倍の学生が私立に入学しているが、施設・設備に経費のかかる理系では一部の私立大学を除けば、国立大学が主要な役割を果たしている。

この事実は研究実績に反映している。これまでに行われたいくつかの調査によると⁽⁷⁾、理系分野では一部の私立大学を除くと、論文数のみならず、論文の総引用数でも国立大学は私立大学を凌駕している。ただしこの場合、国立大学には理系研究者の絶対数が多い点も勘案すべきであろう。

さらに国際的義務として推進が求められている先端的重要基礎研究の多くが、主として国立大学と大学共同利用機関で進められているという現状がある⁽⁸⁾。

国立大学と私立大学の位置づけ

私立大学は独自の建学精神と校風をもち、日本における高等教育の浸透向上に

多大の貢献をしてきた。しかし、わが国における国立大学と私立大学の役割には差があることも事実である。上述したように、教育面からみると国立大学と私立大学とは分野的な相補性を示しているが⁽⁹⁾、国立大学は依然地域性、経済性からみた機会均等を維持する役割を果たしている。さらに研究面では、一部の私立を除き、国立と私立との間に担当する重点研究分野および研究実績面に差が認められる。元来、基礎的な研究や先端的な研究などは、市場原則にまかせて置くわけにはいかず、国が資金援助をして進める必要がある。その際、大学における教育と研究の不可分性という現状も配慮されねばならない。独創的な研究を押し進め得る人材の育成と大学の維持・確保は、国にとって公共財の蓄積を意味し、わが国の発展、ひいてはわが国がグローバルな貢献をするための基礎作りに結びつくものである。

財政均衡最優先の落し穴

以上述べたことから、国の責任による高等教育、とくに基礎的研究ならびに先端的研究の成果の受益者は、むしろ国自体あるいは国民というべきであることがわかる。従って、財政的均衡を至上とする考え方から国立大学授業料の値上げを意図することは、わが国の長期将来展望を欠いた発想と言わざるをえない。

また、単純に私立大学との授業料格差を縮小するのが公平であるという考えは、大学の経営財政面からみても不合理である。私立大学は本来健全運営のために基本金の蓄積を必要とし、これが納入授業料に反映しているからである。従って、経営基盤の異なる国立と私学を同一に論じて、授業料格差を問題にするのは意味がない。

国立大学への学部別授業料導入の可否

近年、国立大学にも学部別授業料制度を導入しようとする動きがある。国立大学授業料に学部別格差を設けることは、以下に述べるように、国立大学の本質論

を見落としているのみならず、結果的にはわが国の将来を危うくする危険を含んでいる。

(1) 日本の若者の理工系離れを決定的なものにする

総理府の職業別賃金調査をみると、事務系と技術系で賃金水準に差がない。すなわち理系学科の卒業生の所得は必ずしも高くない。しかも在学中は授業時間が多く、実験実習も多いため、アルバイト収入も期待できない。ここで理系格差授業料を導入すると、決定的なマイナスのインセンティブを与え、若者の理工系離れ⁽¹⁰⁾を決定的なものとし、日本の将来の科学技術立国が危ぶまれる。本来、文系・理系の進路選択は本人の適性・資質の問題であって、授業料格差という経済的バイアスをその選択に与えるべきでない。

(2) 学問分野の学際化

これから学問分野は次第に学際化の様相を示す。たとえば情報科学の教育は必ずしも文系とか理系に分類できない。この傾向は今後ますます強まるものと思われ、文系・理系の格差授業料はこの点から見ても適切でない。

(3) 医・歯系授業料について

国立大学の医系・歯系の授業料を私立大学のそれとの対比で相応に値上げすべきだという根強い議論がある。これは次の三つの点で誤っている。第一に、そもそも国立大学の存在理由からみて不当である。第二に、医師あるいは歯科医師に高所得が予想される点については、すでに述べたように他の業種同様に、しかるべき所得税制で対応すべきであろう。また、すべての医・歯系学生に高所得が保証されているわけではない。第三に、もし、医・歯系授業料を私立のみに値上げすれば、高所得者家庭の子女のみが入学可能となり、国立大学の重要な役割の一つである機会均等化を放棄することになる。さらに国は当初から収入第一主義の医師・歯科医師を養成することになり、国民の保健、福祉の実現は危機に瀕する。

学生による適正負担の割合

問題は、国立大学の授業料、すなわち学生による適正負担の割合をどのようにして決めるかである。

ここで特に強調すべきことは、多くの議論が、現行の国立大学の授業料があるべき水準よりも低いという暗黙の了解があるかのごとき印象を前提にしている点である。その根拠としては、よく年間の支出総額を学生総数で割って学生1人当たりのコストを計算する方法が用いられる。しかし、注意すべきは年間支出総額は教育と研究の両面のコストであって、国立大学の場合、これをすべて学生に負担させることは正しくない。学生の受け取る教育サービスのコストが問題なのである。しかし、現行の国立大学の管理運営システムでは、教育と研究との費用は複雑に入り混じり、厳密に教育面のみの費用単価を算出することは容易でない。

例を国外の先進国に求めると、フランスの国立大学およびドイツの州立大学は原則として授業料を徴収せず、公営事業として無償路線を貫いている。米国は州立大学も私立大学も授業料を徴収しているが、平成元年の平均値でみると州立大学のそれは私立の5分の1以下に留まっている。イギリスはすべて私立大学であるが、その経費の大半は国の補助に頼っている。学生の授業料は出身地方教育当局に給付が義務づけられている学部学生奨学金に含まれている。すなわち学生の実質的な負担はない。

受益者としての国の責任

大学は国立・私立を問わず、高等教育サービスを通して国民の啓発、レベル・アップに貢献してきたことは明らかである。とくに国立大学は基礎研究や先端研究の分野で国の知的公共財の生産に貢献してきた。知的公共財の蓄積の有無がわが国の未来展望を左右することを考えると、受益者たる国あるいは国民は知的公共財の増産にむけて直ちに行動を取らねばならない。とくに現状では、大学院入学生数にしめる外国人留学生の割合が急増している（¹¹）。このまま放置すれ

ば近い将来、わが国の研究後継者が不足する事態すら危惧される。

提 案

以上述べたことを総括して、以下のように提案する。

- (1) (基本認識) 国の未来構築のための公共財生産の場として国立大学を位置づけること。
- (2) (人材育成) 国立大学における教育サービスの公共性にかんがみ、国立大学授業料は出来るだけ低廉に維持すること。また、授業料に学部別格差を設けてはならない。
- (3) (研究施設・設備の充実) 国の知的公共財の継続生産の場である国立大学を重点的に整備・充実すること。
- (4) (研究後継者の育成) 知的公共財を生産する研究後継者を積極的に育成するために、国立大学大学院博士課程（D.C.）入学者の授業料を廃止し、あわせて研究奨励金制度を一層充実させること。

資料等

(1) 国立大学と私立大学の授業料等の推移

年 度	國立大 学			私 立 大 学			私立大学／國立大学		
	授業料	入 学 料	検定料	授業料	入 学 料	検定料	授業料	入 学 料	検定料
昭和50	円	円	円	円	円	円	円	倍	倍
51	36,000	50,000	5,000	182,677	95,584	9,647	5.1	1.9	1.9
52	96,000	↓	7,500	221,844	121,888	11,452	2.3	2.4	1.5
53	↓	60,000	↓	248,066	135,205	13,084	2.6	2.3	1.7
54	144,000	↓	10,000	286,568	157,019	14,722	2.0	2.6	1.5
55	180,000	↓	13,000	325,198	175,999	16,302	2.3	2.2	1.3
56	↓	80,000	15,000	355,156	190,113	17,995	2.0	2.4	1.2
57	100,000	↓	380,253	201,611	19,293	2.1	2.0	1.3	1.3
58	216,000	↓	17,000	406,261	212,650	20,398	1.9	2.1	1.2
59	120,000	↓	433,200	219,428	21,016	2.0	1.8	1.2	1.2
60	252,000	↓	19,000	451,722	225,820	22,019	1.8	1.9	1.2
61	↓	150,000	↓	475,325	235,769	22,854	1.9	2.0	1.2
62	150,000	↓	21,000	497,826	241,275	24,016	2.0	1.6	1.1
63	300,000	↓	↓	517,395	245,263	24,686	1.7	1.6	1.2
平成元	↓	180,000	23,000	539,591	251,124	25,573	1.8	1.4	1.1
2	339,600	185,400	↓	570,584	256,600	26,608	1.7	1.4	1.2
3	↓	206,000	25,000	615,486	266,603	28,166	1.8	1.3	1.1
4	375,600	↓	↓	641,608	271,151	29,258	1.7	1.3	1.2
5	↓	230,000	27,000	668,460	271,948	30,228	1.8	1.2	1.1
6(累)	411,600	↓	↓	260,000	29,000	↓	↓	↓	↓

(注) ① 私立大学の額は平均値である。

② 年度は入学年度である。

(2) 赤字財政解消のために行われた政府諮問機関の助言：

臨時行政調査会は昭和57年の発足当時以来、財政上の均衡をはかる立場から、国立大学の授業料や学生納付金の引き上げを示唆してきた。その後この方針は臨時行政改革推進審議会に踏襲され、昭和59年、61年、62年の3回にわたって同じ趣旨が繰り返し勧告されている。一方、財政制度審議会では早い時期（昭和52年）から国公私立間の受益者負担の格差を縮小すべきであるという基本方針を平成4年にいたるまで計8回にわたり繰り返し強調している。いわば政府の財政関連の諮問審議会は異口同音に、国公私立間の授業料の格差を減少すべしと大合唱を続けてきたのである。

(3) 国立大学協会第6常置委員会（昭和60年11月）「国立大学の授業料について」

(4) 大学の専門分野別の構成を平成3年度の入学者でみると、国立大学では、理工農・医歯等の自然科学系が49%、教育系21%、人文社会系22%となっている。これに対し私立大学では、自然科学系が26%、教育系3%、人文社会系65%となっている。人文社会系のシェアをみると、国立大学は8%、私立大学は89%である。

大学入学者（770,451人）を国私の別でみると、国立100,668人、私立638,855人となっている。これを地域別にみると、私立大学は関東・近畿圏の大都市圏に入学者全体の実に63.7%（406,653人）を抱えている。一方国立大学についてみると、やはり大都市圏の割合はやや高いものの、ほぼ全国均等に入学者を受け入れている実態がある。

(5) 平成 2 年度の家庭の年間収入階層別学生数の割合をみると、私立に比べ国立では最も家計状況のきびしい家庭の比率が高く（国立で 25.2 %、私立で 16.9 %）、逆に最も恵まれている家庭の子弟の割合は低い（国立で 20.8 %、私立で 30.3 %）。

(6) 平成 4 年度における開設中の大学院研究科数は国立 375、公立 52、私立 480 の合計 907 であるが、大学数（国立 98 校、私立 384 校）に比べると国立大学のシェアが圧倒的に多い。さらに入学学生数でみると、修士課程（博士前期課程を含む）が国立 24,619 人、私立 12,677 人と国立が約 2 倍となっている。これを定員との関係でみると国立が定員を上回っているのに対して、私立は定員に達していない。博士課程の入学者は国立が 6,480 人なのに対して、私立は 2,531 人にはすぎない。

修士課程入学者を分野別にみると、人文・社会系学科では国立（2,174 人）の約 2 倍の 4,450 人が私立に入学している。これに対し工学系をみると、国立 12,571 人に対して私立は 5,359 人にはすぎない。

(7) 平成 2 年、有馬前東京大学長らによって行われた物理関係の研究論文の評価結果では、1976～1986 年の 11 年間に 3,000 編以上の論文を発表した 37 機関のうちに日本の 6 大学が含まれていたが、いずれも国立大学であった。さらに、慶伊北陸先端科学技術大学院大学長の行った調査によれば、昭和 59 年において、Chemical Abstracts（科学論文抄録誌）に載った世界の主要大学の理科系の発表論文数の世界トップ 5 大学のうちに日本の 4 大学が入っており、さらに上位 30 大学に入っているのはすべて国立大学であった。研究実績は単に論文数のみならず、内容についても評価すべきである。井村京都大学長が米国の Science

誌から入手した資料をもとに試算した所では、1981年から1991年までの11年間の日本の論文の総引用数は、生命科学分野では国立大学が 702,272回、公立大学が 39,510 回、一方、私立大学は 78,875 回となっている。物理化学分野では国立 471,511、公立 18,156 、私立 33,716 であった。

- (8) 先端的学問研究は大学が中心になって推進すべきものであるが、多くの分野において国立大学とその関連機関（大学共同機関等）がその役割を果してきている。例えば国際的義務として推進が求められている重要基礎研究としては、天文学研究、宇宙科学研究、核融合研究、生命科学研究、地震・火山噴火予知研究、海洋科学研究、超伝導研究、地球環境科学研究、南極観測事業等がある。
- (9) 国立大学はもともと自然科学系の学生を多く受け持ってきたが、これに加えて昭和32年の「新長期経済計画」、昭和35年の「国民所得倍増計画」などの国策遂行のために必要とした理工系人材育成の使命を国立大学が主体になって背負ってきたという歴史的事実がある。さらに、昭和40年代から医療需要の増大に対応して、医師の地域偏在をただし、地域の医療水準の向上を図り、福祉国家樹立を目指して進められた「無医大県解消計画」の担い手も医系国立大学であった。
- (10) 例えば平成2年の科学技術庁科学技術政策研究所がまとめた報告書「大学進学希望者の進路選択について」によると、工学部への入学志願者は昭和62年にピーク（133,065人）を示し、その後は一貫して減少傾向となり、平成2年には 114,747人まで減少している。これに対し経済学部、商学部および法学部への志願者はこれとはほぼ逆の傾向を示している。

(1) 大学院レベル留学生数の推移

年度（5月1日現在）	大学院レベル留学生数	増加倍率
昭和 57 (1982)	3,261人	1.0
58 (1983)	3,905	1.2
59 (1984)	4,590	1.4
60 (1985)	5,384	1.7
61 (1986)	6,838	2.1
62 (1987)	8,035	2.5
63 (1988)	9,354	2.9
平成 元 (1989)	10,568	3.2
2 (1990)	12,383	3.8
3 (1991)	13,816	4.2
4 (1992)	15,004	4.6

因みに、平成4年度の日本人大学院レベル学生総数はほぼ46,000人であるから、わが国に学ぶ大学院学生の4人に1人は留学生ということになる。